資料３

第４次吉川市男女共同参画基本計画 策定の基本方針

１　計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」を国が制定する以前の平成７年、男女がともにいきいきと豊かに暮らせるまちづくりを目指す行動計画「よしかわパートナーシップアクション 22」を策定しました。その後、平成 14 年に「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、平成 24 年に「第３次吉川市男女共同参画基本計画」と改定を重ね現在に至っています。

また、平成 16 年には、当市における男女共同参画を推進するための「吉川市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の推進についての基本理念や、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための市や市民等の責務、及び市の施策の基本的事項を明確にしました。

これまで、平成 13 年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定を受け、平成 21 年「吉川市配偶者暴力及び被害者支援基本計画」の策定と合わせて、県内で１番目となる「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の設置や、平成 27 年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の成立を受け、第３次吉川市男女共同参画基本計画後期計画において、「吉川市女性活躍推進計画」を合わせて策定しました。

また、平成 27（2015）年９月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組みを進めています。

当市においても、人権意識を醸成するため、ＬＧＢＴなど性的少数者に対する理解が広まるよう啓発事業を行い、多様な生き方を認めあう共生社会の実現の向けた取組みも行うなど、国等の流れを踏まえながら男女共同参画施策の推進を積極的に図ってまいりました。

これまでの取組みによって、若い世代を中心に男女共同参画の意識は変わりつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される性別による固定的役割分担意識と、それに基づく社会制度の慣行は根強く残っています。

第３次吉川市男女共同参画基本計画の期間が令和３年度をもって満了するにあたり、これまでの取組みの成果を継承しつつ、新たな課題を整理し、更なる男女共同参画社会の実現を目指す「第４次吉川市男女共同参画基本計画」を策定します。

2　計画策定の位置づけ

（１） 国の法律、市の条例等との関係

①この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

②この計画は、吉川市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）第 9 条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

③この計画の中に盛り込む「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「ＤＶ防止法」という。）第２条の３第３項に規定される「市町村基本計画」です。

④この計画の中に盛り込む、「女性活躍推進計画」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」です。

■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条　～省略～

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

■吉川市男女共同参画推進条例（抜粋）

（男女共同参画基本計画）

第 9 条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第 2 条の３　～省略～

３　市町村は（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第 6 条　～省略～

２　市長村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（２） 市の総合振興計画と国・県の計画との関係

①この計画は、第５次吉川市総合振興計画における「女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり」を推進するための個別計画です。

②この計画は、国の「第５次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して定めます。

③この計画は、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び、「埼玉県男女共同参画基本計画（基本目標Ⅱ）」を勘案して定めます。

④この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第４次）」を勘案して定めます。

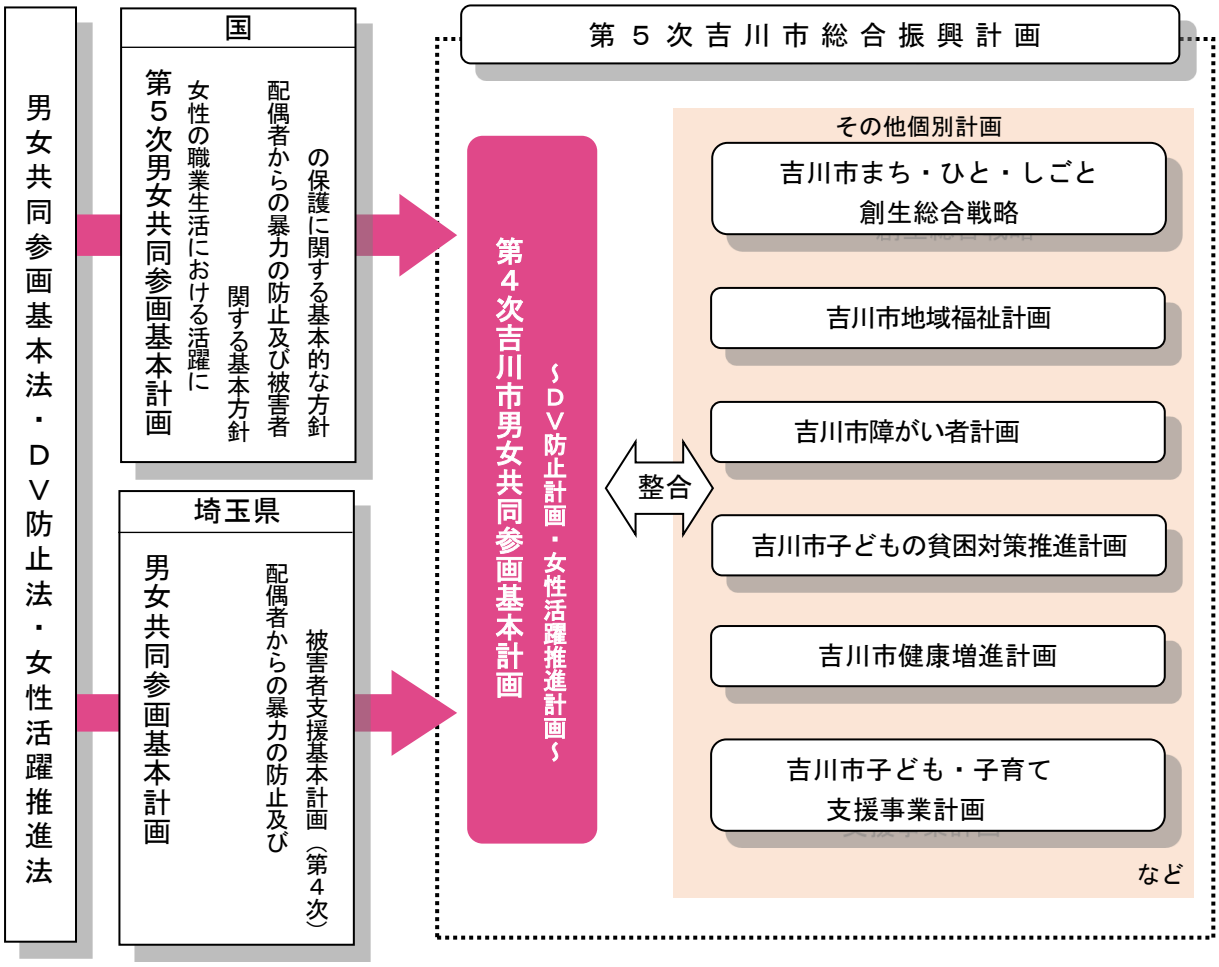

3　計画の期間

この計画の期間は、令和４年度から令和 13 年度までの 10 年間とします。

ただし、国内外の社会情勢の変化や国の制度の改正等のほか計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4　計画策定の組織

（１）　庁内組織

①推進会議

吉川市男女共同参画推進会議設置要綱第１条の規定により、吉川市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の連絡調整を行います。

②庁内連絡会議

吉川市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱第１条の規定により、推進会議の下部組織として、吉川市男女共同参画庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の調査・研究を行います。

（２）　付属機関及び市民参加の手法

①審議会

条例第 24 条の規定により、吉川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、基本計画の策定等に関し、調査審議します。

②市民意識調査

市民の意見、意識等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施した「令和２年度吉川市男女共同参画基礎調査（令和２年 12 月実施）」や、市が毎年実施している「吉川市市民意識調査」を参考にします。

③パブリック・コメント

市が作成する基本計画の原案について、市民の意見を広く聴取するため、吉川市市民参画条例第６条に規定するパブリック・コメントを実施します。

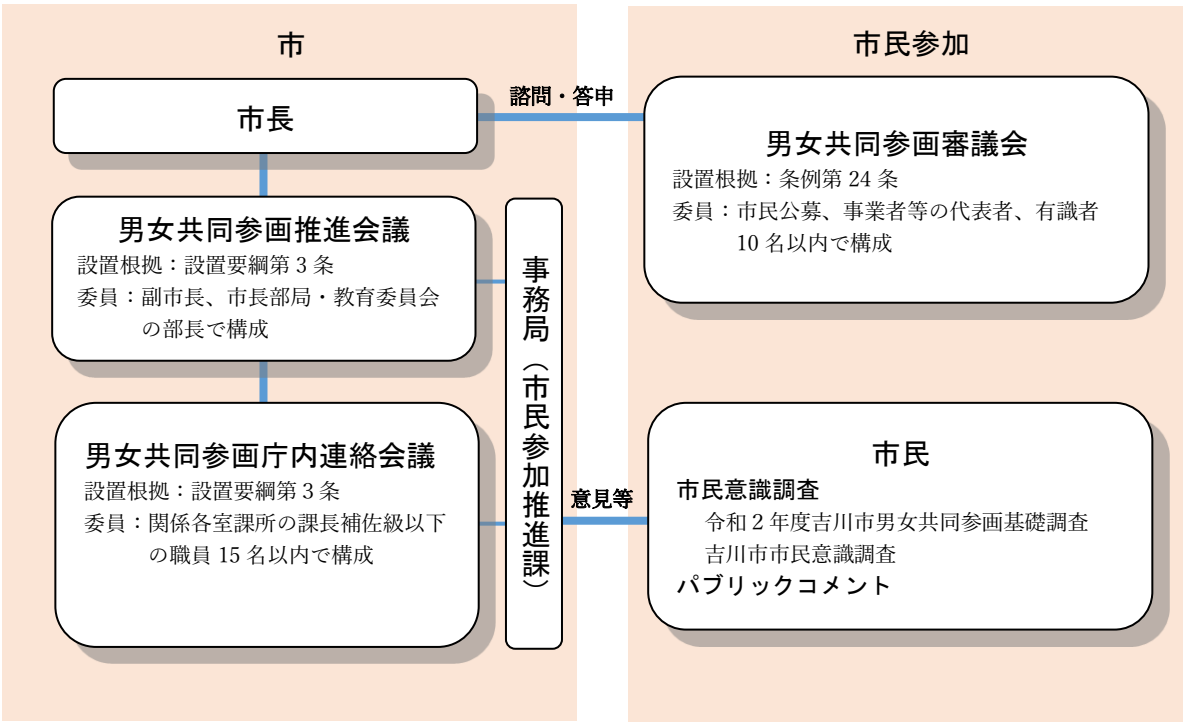

5　計画策定に向けて

第４次吉川市男女共同参画基本計画の策定にあたり、国による法整備等の流れ、当市の男女共同参画施策の進捗状況、及び令和２年度に実施した「基礎調査」を踏まえて、今後、取り組みを進めていきますが、現段階において、次の項目が特記事項として挙げられます。

（１）多様性を認め合う共生社会の実現

ＳＤＧｓの目標５に「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられ、国際的に取り組みが進んでいます。市民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる、多様性を尊重し持続可能な活力ある社会の実現が求められています。

（２）男女共同参画の視点に立った減災対策

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、災害に強い地域社会の実現にとって重要です。

（３）社会における女性の活躍推進

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。このため、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっています。

（４）暴力・貧困等生活上の困難に対する支援

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすいことに留意する必要があります。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）に関すること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。

多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ることは、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながります。

6　計画策定スケジュール

	審議会	推進会議・庁内連絡会議等
R3.5	5/31 第１回審議会 (意識調査結果及び 計画策定方針)	5/24 第１回庁内連絡会議 (計画策定方針について)
R3.7		第２回庁内連絡会議 (計画素案について) 第１回推進会議 (計画素案について)
R3.8	第２回審議会　(諮問)	計画案の作成
R3.10	任期満了に伴う委員改選	
R3.11		パブリック・コメント実施 意見に対する回答
R3.12	第３回審議会　(答申)	第３回庁内連絡会議 (計画案について)
R4.2		第２回推進会議 (計画案の承認)
R4.3		計画の公表

第３次吉川市男女共同参画基本計画（後期計画）　施策体系

《基本理念》　すべての男女（ひと）が、自分らしく生きることができるまちをめざして

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり

施策の柱	施策の基本的な方向
1　男女共同参画に関する啓発	(1)男女平等に関する情報の収集・情報 (2)男女共同参画に関する学習機会の提供
2　男女平等教育の推進	(1)学校等における男女平等教育の推進 (2)家庭における男女平等教育の推進 (3)地域における男女平等教育の推進
3　男女の人権の尊重	(1)人権意識の醸成 (2)メディア等における人権の尊重
4　国際的な視野に立った男女共同参画の推進	(1)多文化共生社会における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ　男女共同参画の環境づくり

施策の柱	施策の基本的な方向
1　政策・方針決定への参画推進	(1)男女の市政参画の促進 (2)女性のエンパワーメントの拡大
2　ともに支えあう地域社会づくり	(1)地域で取り組む子育てへの支援 (2)男女がともに支える介護・介助への支援 (3)市民・地域活動における男女共同参画
3　健康で自立した生活の支援	(1)いのちと性を尊重する教育の推進 (2)性差や年代に応じた心と身体の健康支援 (3)各種相談の実施

基本目標Ⅲ　男女共同参画推進の体制づくり

施策の柱	施策の基本的な方向
1　市民と行政の協働体制の強化	(1)市民と協働による男女共同参画の推進 (2)「おあしす」の男女共同参画推進センターとしての機能強化
2　庁内推進体制の充実・強化	(1)庁内における計画推進体制の強化 (2)庁内における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ　男女がともに働きやすい環境づくり《吉川市女性活躍推進計画》

施策の柱	施策の基本的な方向
1　多様な働き方への支援	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の促進 (2)女性が能力を発揮できる就業の支援 (3)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援
2　市が先頭に立って発信する男女共同参画・女性活躍推進	(1)女性も活躍し、多彩な職員の視点が活かされる市政運営 (2)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援 (3)育児・介護をしながら働く職員へのフォローアップ (4)性別役割分担意識の解消

基本目標Ⅴ　配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり
《吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画》

施策の柱	施策の基本的な方向
1　暴力を許さない社会づくりの推進	(1)ＤＶ等の防止に向けた広報・啓発活動の支援 (2)若年者に対応する予防啓発の推進
2　安心して相談できる体制づくり	(1)ＤＶ被害者等に対する相談体制の充実
3　ＤＶ対策の充実・強化	(1)被害者の安全確保と緊急避難の拡充 (2)自立のための支援体制の充実 (3)関係機関とのネットワークの構築